

陳述書

原告が前回の証人尋問における私の証言に関して提出した甲第一五号証ないし第一七号証について次の通り陳述する。

一 甲一五号、第一六号証について

前回の証人尋問で、私は、デンマークの王立歯科大学の実験を例にとり、実験的に発症させた歯肉炎の改善のために二、三週間近くを要した旨証言した。これに対し、原告は甲第一五号証の論文と原告自ら作成したその訳文を提出し、右実験では、歯肉の炎症は二日から三日で改善した事実が報告されたと主張している。

しかし、本訴訟では、歯肉炎ではなく歯周炎の治療にどの程度の期間を要するかが焦点となっている。ただ、歯周炎は歯根膜や歯槽骨に炎症が及ぶものであり、実験的に発症させることは人道上行い得ない。そこで、私は歯肉炎の実験を例にとり、歯肉炎の改善にもある程度の期間を要するのであるから、歯周炎の改善には、より多くの期間を要する旨述べたのである。

また、原告の前記論文の読み方やその意味の取り方にも問題がある。

原告は甲第一五号証の一四ページ左段の「With in a few days . . . of the experiment」をいんようしたものと思われる。しかし、右記述は「discussion」の中で述べられており、右項目は実験結果そのものではなく、実験結果についていろいろな場合を想定して、実験の適正さ等を検討した箇所である。そして、実験結果については、九ページ右段三行目から七行目に「after recommencement to 0.11 (table 4)」とあるように、歯の清掃開始後に歯肉の炎症は約一週間で変化すると報告されている。

このように、右論文の全体を包括して読めば、歯の清掃開始後一週間くらいで「改善傾向がみられた」という趣旨の報告であることが分かる。したがって、原告が右論文のごく一部で、しかも実験の結論部分ではない箇所を引用して、右論文が「歯肉炎が二、三日で改善した」旨の報告であると解するのは論文の読み方として当を得ていない。

二 甲第一七号証について

私は、証人尋問において、暫間被覆冠とは保険用語でいうTEKのことで、歯周病の治療用のものではなく、審美性を重視したものであると証言した。

これについて原告は甲第一七号証の「テンポラリークラウンを使用する目的は、形成を終わった歯と歯肉の治癒を促進することにある」との記述から、暫間被覆冠が歯周病を治療するための装置であると主張しているようである。

しかし、そもそも保険用語でいうTEKと右論文でシュルーガーのいうテンポラリークラウンとは意味が異なる。原告の引用本は昭和五六年の出版で、テンポラリークラウンという用語が用いられており、これが暫間被覆冠と和訳されているが、同じ論文の最新版である平成二年版をみると、テンポラリークラウンではなく、「Temporary Coverage」という用語が用いられている。

また、原告引用本のテンポラリークラウンにしても、シュルーガーはこれが歯周病の治療を促進するためのものではない。シュルーガーは、テンポラ

リークラウンがクラウン形成や印象採得の際に形成歯や隣在歯を保護するために用いられるものであることを前提に、そのつくり方によっては歯周組織を損傷するおそれがあるので注意せよと述べているのである。このことは、甲第一七号証の603ページの左段に「期間が短い場合（一週間以内）には、テンポラリークラウンを不注意につくるよりも、形成歯、あるいは隣在歯も含めて歯周包帯で保護する方がはるかによい結果が得られる」とあることから明らかである。

三 全体について

原告は私の証言の言葉尻をとらえて枝葉末節を問題とされているが、歯周炎は感染症であり、その治療には長期間を要するのであるから、このこととの関係で歯周治療用装置をいつ付けるのが相当で、また、そのことが保険診療上どのようにルー化されているかといった歯周治療の原点に立ち返った議論をすべきである。

平成一二年五月二三日

鴨井久一